

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
24	松本市 固定資産税・都市計画税 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

本市は、固定資産税・都市計画税賦課業務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行ない、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

固定資産税及び都市計画税の賦課に関する事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、業者選定の際に業者の情報保護管理体制を確認し、併せて秘密保持に関しても契約に含めることで万全を期している。又、内部による不正利用の防止のため、システム操作者にパスワードを付与し操作者を限定している。

評価実施機関名

松本市長

公表日

令和7年12月1日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務									
①事務の名称	固定資産税・都市計画税賦課業務								
②事務の内容	<p>(概要) 地方税法等に基づき、賦課期日(1月1日)現在における土地、家屋及び償却資産の所有者に対し、固定資産税・都市計画税を算出し、賦課及び通知を行う。また、固定資産税・都市計画税に係る各種証明書等の発行を行う。</p> <p>(内容) ・登記済通知書等や償却資産申告により固定資産税・都市計画税の賦課決定を行う。 ・納税義務者に対し固定資産税・都市計画税の税額通知を行う。また、賦課決定内容に変更が生じた際、納税義務者に変更内容を通知する。 ・固定資産税・都市計画税の減免に関する事務を行う。 ・相続人指定届・通知書により納税義務者宛名の特定等を行う。 ・課税台帳等の検索及び印刷を行う。 ・他自治体等関係機関と課税状況等の情報照会・提供を行う。 ・申請により各種証明書等の発行を行う。</p>								
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 1,000人以上1万人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 1万人以上10万人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 10万人以上30万人未満</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満	3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満		
<選択肢>									
1) 1,000人未満	2) 1,000人以上1万人未満								
3) 1万人以上10万人未満	4) 10万人以上30万人未満								
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム									
システム1									
①システムの名称	固定資産税システム								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・固定資産の所有状況確認機能: 土地、家屋、償却資産の所有状況を確認する機能 ・固定資産税賦課状況照会: 固定資産税賦課状況を確認する機能 ・固定資産税算出機能: 土地、家屋、償却資産においてそれぞれの課税額の算出及び各々所有分を集約し、固定資産税額を算出する機能 ・納付書・通知書発行機能: 賦課が発生した納税義務者に対して通知する文書を発行する機能 ・証明書等発行機能: 賦課情報に基づき各種証明書等を発行する機能 								
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[<input type="radio"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[<input type="radio"/>] 宛名システム等</td> <td>[<input type="radio"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[<input type="radio"/>] その他 (番号連携サーバー(団体内統合宛名システム))</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム	[<input type="radio"/>] 宛名システム等	[<input type="radio"/>] 税務システム	[<input type="radio"/>] その他 (番号連携サーバー(団体内統合宛名システム))	
[] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[] 既存住民基本台帳システム								
[<input type="radio"/>] 宛名システム等	[<input type="radio"/>] 税務システム								
[<input type="radio"/>] その他 (番号連携サーバー(団体内統合宛名システム))									
システム2									
①システムの名称	宛名管理システム								
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・評価実施機関における住民登録者、住民登録外者の宛名項目(氏名、性別、生年月日、住所、住民番号等)の管理 								
③他のシステムとの接続	<table border="0" style="width: 100%;"> <tr> <td>[] 情報提供ネットワークシステム</td> <td>[<input type="radio"/>] 庁内連携システム</td> </tr> <tr> <td>[] 住民基本台帳ネットワークシステム</td> <td>[<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム</td> </tr> <tr> <td>[] 宛名システム等</td> <td>[<input type="radio"/>] 税務システム</td> </tr> <tr> <td colspan="2">[<input type="radio"/>] その他 (番号連携サーバー(団体内統合宛名システム))</td> </tr> </table>	[] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム	[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム	[] 宛名システム等	[<input type="radio"/>] 税務システム	[<input type="radio"/>] その他 (番号連携サーバー(団体内統合宛名システム))	
[] 情報提供ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 庁内連携システム								
[] 住民基本台帳ネットワークシステム	[<input type="radio"/>] 既存住民基本台帳システム								
[] 宛名システム等	[<input type="radio"/>] 税務システム								
[<input type="radio"/>] その他 (番号連携サーバー(団体内統合宛名システム))									

システム3	
①システムの名称	ダウンリカバリーシステム
②システムの機能	本番環境と同様の環境を備え、障害時等に照会、証明発行等の臨時代替運用を行える。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム4	
①システムの名称	eLTAXシステム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・申告データの審査と管理 ・申請・届出データの審査と管理 ・申告データの連携
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 (一般社団法人地方税電子化協議会とLGWAN回線で接続)
システム5	
①システムの名称	返戻管理システム
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ・納税通知書の返戻処理を行う。 ・公示送達者の管理を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 ()
システム6	
①システムの名称	番号連携サーバー(団体内統合宛名システム)
②システムの機能	<ul style="list-style-type: none"> ①宛名管理機能:既存業務システムから住民登録者データ、住民登録外者データを受領し、番号連携サーバー内の統合宛名DBに反映を行う。 ②統合宛名番号の付番機能:個人番号が新規入力されたタイミングで、統合宛名番号の付番を行う。 ③符号要求機能:個人番号を特定済みの統合宛名番号を中間サーバーに登録し、中間サーバーに情報提供用個人識別符号の取得要求・取得依頼を行う。中間サーバーから返却された処理通番は住基ゲートウェイシステムへ送信する。 ④情報提供機能:各業務で管理している番号利用法別表2の提供業務情報を受領し、中間サーバーへの情報提供を行う。 ⑤情報照会機能:中間サーバーへ他団体への情報照会を要求し、返却された照会結果を画面表示又は各業務システムにファイル転送を行う。
③他のシステムとの接続	<input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 住民基本台帳ネットワークシステム <input type="checkbox"/> 既存住民基本台帳システム <input type="checkbox"/> 宛名システム等 <input type="checkbox"/> 税務システム <input type="checkbox"/> その他 (固定資産税システム等)

3. 特定個人情報ファイル名	
1. 固定資産税賦課情報ファイル 2. 固定資産税土地情報ファイル 3. 固定資産税家屋情報ファイル 4. 固定資産税償却資産情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第9条(利用範囲)第1項 別表24の項 ・「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令」第16条
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	[実施する] <div style="float: right;"> <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 </div>
②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> ・番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 ・情報連携主務省令の表第一欄が「市町村長」であって第二欄に「地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例」を含む項のうち本事務に該当するもの(48の項)
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	財政部資産税課
②所属長の役職名	資産税課長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名		
1. 固定資産税賦課情報ファイル 2. 固定資産税土地情報ファイル 3. 固定資産税家屋情報ファイル 4. 固定資産税償却資産情報ファイル		
2. 基本情報		
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)	
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上	
③対象となる本人の範囲 ※	固定資産の登記上の名義人及び納税義務者	
その必要性	賦課決定を行うに当たって、納税義務者が所有する固定資産を正確に把握するため	
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上	
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 5情報(氏名、氏名の振り仮名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 (技術的事項(エラーコードなど)) 	
	その妥当性	<ul style="list-style-type: none"> ・個人番号:対象者を正確に特定するために保有 ・その他識別情報(内部番号):個人番号との紐付のため保有 ・4情報:個人特定時の真正性確認のために保有 ・連絡先:納税義務者への問い合わせのため保有 ・地方税関係情報:賦課算出の根拠とするために保有 ・生活保護関係情報:正確な賦課を実施するための判断情報として保有 ・技術的事項:正確な賦課実施のためにエラーコードを保有
	全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月	
⑥事務担当部署	財政部資産税課	

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 () <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 <input type="checkbox"/> 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 (既存住民基本台帳システム)								
③使用目的 ※	固定資産税の賦課、固定資産課税台帳の管理、各種証明書等の発行								
④使用の主体	使用部署	財政部資産税課							
	使用者数	[50人以上100人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法		1 登記通知 登記事項について、システム登録を行い、土地(補充)課税台帳・家屋(補充)課税台帳を作成する。 2 申告、申請、届出等 申告事項(償却資産所有状況等)について、システム登録を行い、償却資産課税台帳を作成する。 申告、申請、届出内容(非課税、減免他)について、現地調査等の結果を踏まえ、システム登録を行う。 届出内容(相続による納税義務承継の届出)について、システム登録を行う。 3 固定資産税情報の管理及び賦課決定 算出した固定資産税及びその算出根拠となった物件情報の管理及び税額算出を行う。 4 閲覧申請 申請に基づき、システム登録された情報(固定資産課税台帳)を出力し、交付する。 5 生活保護減免 生活保護減免の申請に対し、生活保護関係情報から減免判定する。 6 本人確認 返戻となった納税通知書等について、納税義務者の現住所等を把握するため、他市町村あて住民票の写し等を交付請求、もしくは、住民基本台帳ネットワークシステムより、本人確認情報を取得し、システム登録を行う。個人番号については、個人番号とあて名管理情報との紐付けを行う。 7 各種証明書等の発行 賦課情報に基づき、各種証明書等の発行を行う。							
	情報の突合	1 登記通知 宛名管理システムに登録されている納税義務者情報(氏名・住所)と、登記通知の情報をシステム上で突合(目視による確認)し、システム上に存在する宛名であるかどうかを確認する。 2,3 申告、申請、届出、閲覧申請 宛名管理システムに登録されている納税義務者情報(氏名・住所)と、申告、申請書、届出等に記載されている情報を突合(目視による確認)し、適正な申告・申請・請求であることを確認する。 4 生活保護減免 申請者が生活保護対象者に該当することを確認し、減免判定する。 5 本人確認 宛名管理システムに登録されている納税義務者情報(氏名・住所)と、本人確認情報を突合(目視による確認)し、現住所が正しいものかを確認する。また、個人番号については、宛名管理システムに登録されている公簿情報と突合(検索)し、現住所が正しいものかを確認する。							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (5) 件	
委託事項1	固定資産税システム管理の委託	
①委託内容	磁気ディスクによる固定資産税賦課情報の保全のために、必要な範囲で特定個人情報ファイルの管理を委託	
②委託先における取扱者数	[50人以上100人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社RKKコンピューターサービス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2	バックアップシステムの構築	
①委託内容	システム障害に備えた代替システム(ダウンリカバリーシステム)の構築	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社RKKコンピューターサービス	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項3	eLTAXの運用管理	
①委託内容	eLTAXの運用管理に関する委託	
②委託先における取扱者数	[10人以上50人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	株式会社RKKコンピューターサービスTKC	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
移転先1	
①法令上の根拠	
②移転先における用途	
③移転する情報	
④移転する情報の対象となる本人の数	[] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
⑤移転する情報の対象となる本人の範囲	
⑥移転方法	[] 庁内連携システム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
6. 特定個人情報の保管・消去	
保管場所 ※	セキュリティゲートにて入退館を管理している建物内のうち、更に入退室管理を行っている部屋に設置したサーバー内に保管 サーバーへのアクセスはID/パスワードによる認証が必要
7. 備考	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1. 固定資産税賦課情報ファイル

- 算定団体コード
- 調定年度
- 年度分
- 通知書番号
- 履歴連番
- 義務者個人番号
- 義務者共有連番
- 科目コード
- 科目詳細コード
- 課税標準額固定土地計
- 課税標準額都計土地計
- 課税標準額固定家屋計
- 課税標準額都計家屋計
- 新築軽減課税標準額
- 課税標準額償却資産計
- 固定資産課税標準額合計
- 都市計画税課税標準額合計
- 都市計画税軽減対象課税
- 固定資産税額
- 都市計画税額
- 新築軽減税額
- 減免税額
- 減免前税額
- 都市計画税軽減税額
- 都市計画税減免税額
- 都市計画税減免税額
- 差引年税額
- 国保用税
- 減免率
- 減免事由
- 土地免税点区分
- 家屋免税点区分
- 償却資産免税点区分
- 個法区分
- 最新区分
- 削除区分
- 共有合算区分
- 団体内外区分
- 区分所有税額固定資産税
- 区分所有税額都市計画
- 按分納付書作成区分
- 按分元納付額
- 共有番号
- 共有番号連番
- 特1区分
- 特2区分
- 特3区分
- 共有按分税額
- 義務者重複統一用個人番号
- 義務者重複統一用共有連番

2. 固定資産税土地情報ファイル

- 土地コード
- 土地連番
- 最新区分
- 登録区分
- データ種別
- 名義人個人番号
- 名義人氏名
- 名義人住所
- 名義人共有連番
- 名義人区分
- 義務者重複統一用個人番号
- 義務者個人番号
- 義務者共有連番
- 名義人重複統一用個人番号
- 算定団体コード
- 大字コード
- 小字コード
- 地番記号1
- 地番本番
- 地番記号2
- 地番枝1
- 地番記号3
- 地番枝2
- 地番特殊
- 地番特殊2
- 登記地目
- 課税地目
- 比準地目
- 登記地積
- 課税地積
- 小規模地積
- 非住宅地積
- 画地地積
- 住宅個数
- 用途地区
- 住宅用地区分
- 登記受付日
- 登記原因日
- 登記事由
- 沿革日
- 沿革事由
- 地図番号1
- 地図番号2
- 地図番号3
- 地図番号4
- 分合筆区分
- 評価分割事由
- 評価分割地積
- 評価分割按分率
- 課税計算区分
- 基準課税年度
- 基準課税標準額
- 都計基準課税標準額
- 前年課税標準額
- 特例区分
- 特例開始年
- 課税区分
- 都計課税区分
- 減免区分
- 市街化区分
- 都市計画区分
- 農振区分
- 訂正区分
- 地籍調査区分
- 課税分割区分
- 削除区分
- 賦課開始年度
- エントリー種別
- 土地コード異動前
- 土地連番異動前
- 土地コード異動後
- 土地連番異動後
- 減免率
- 名義人優先区分
- 宅地比準区分
- 国調地積

3. 固定資産税家屋情報ファイル

- 家屋コード
- 家屋連番
- 同棟本番
- 同棟枝番
- 最新区分
- データ種別
- 管理番号
- 義務者個人番号
- 義務者共有連番
- 義務者重複統一用個人番号
- 算定団体コード
- 大字コード
- 小字コード
- 沿革日
- 沿革事由
- 地番記号1
- 地番本番
- 地番記号2
- 地番枝1
- 地番記号3
- 地番枝2
- 地番特殊1
- 地番特殊2
- 構造コード
- 種類コード
- 屋根コード
- 用途コード1
- 用途コード2
- 用途コード3
- 用途コード4
- 地上階数
- 地下階数
- 床面積全体
- 床面積一階
- 住居部分床面積
- 建築年月日
- 改築年月日
- 増築年月日
- 特例区分
- 特例開始年
- 課税区分
- 課税区分限年
- 市街化区分
- 都市計画区分
- 都計課税区分
- 賦課開始年度
- 削除区分
- 訂正区分
- 減免区分
- 減免区分限年
- 主従区分
- 棟数区分
- 貸家区分
- 価格変更区分
- 軽減不適用区分
- 新築軽減床面積
- 新築軽減個数
- 新築軽減限年
- 調査本番
- 調査枝番
- 一画地コード
- エントリー種別
- 減免率

4. 固定資産税償却資産情報ファイル

- 算定団体コード
- 義務者個人番号
- 課税年度
- 義務者重複統一用個人番号
- 事業種目
- 資本金
- 事業開始年月
- 係り名
- 係り電話番号
- 税理士名
- 税理士電話番号
- 短縮耐用年数有無
- 増加償却届出有無
- 非課税該当資産有無
- 課税標準特例の有無
- 特別償却有無
- 償却方法
- 青色申告の有無
- 資産所在地1
- 資産所在地2
- 資産所在地3
- 資産所在地4
- 借用資産の有無
- 貸主氏名
- 事業所用家屋の所有区分
- 屋号
- 申告区分
- 申告受付日
- 優先区分
- 償却資産決定区分
- 大規模区分
- 決算月(上期)
- 決算月(下期)
- 備考1
- 備考2
- 備考3
- 備考4
- 整理番号

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
1. 固定資産税賦課情報ファイル 2. 固定資産税土地情報ファイル 3. 固定資産税家屋情報ファイル 4. 固定資産税償却資産情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・書面様式は本人に関する必要な情報のみを記載するようにチェックを行う。 ・書面を本人に送付する際、何のための書面か、松本市でどのように利用するか記載した書面を同封している。 ・市内又は他市町村から入手する際、何のための書面か、松本市でどのように利用するか記載し返信していただく。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<ul style="list-style-type: none"> ・入手した個人情報が不正確であるリスクに対する対策はシステムにて氏名・生年月日でのマッチングを行う。一致しない対象については提出元への連絡等により確認する。 ・個人番号入力時にモジュラスチェック等のCDチェックを行って、不適切な情報を入力すると、メッセージが出るとともに更新ができないようになっている。 ・入手した個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する対策は、書面の場合は本人から直接書面を受け取ることを原則とし、郵送の場合は市役所住所を明記して、当該住所宛に返送するよう説明する。 	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	固定資産税システムでは権限の管理を行っており、番号制度の事務実施者以外は個人番号を参照できないように制御を行っている。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
リスク2： 権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない
具体的な管理方法	<ul style="list-style-type: none"> ・システム利用を利用する必要がある職員・派遣者・委託者の特定、また、個人番号の照会を可能とする対象者・不可とする対象者を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに、IDとパスワードによる認証を行っている。 ・ユーザーIDについては、正確性を維持する仕組みを構築し、適宜更新している。
その他の措置の内容	<ul style="list-style-type: none"> ・パスワードは180日ごとに変更するようにシステムでの制御を行っている。 ・アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、ログを追跡できる仕組みを用意する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・従業員が事務外で使用するリスクへの措置
システムの操作履歴(操作ログ)を記録する。
担当者へのヒアリングを実施し、業務上必要のない検索又は抽出が行われていないことを確認する。
システム利用職員への研修会において、事務外利用の禁止等について指導する。
職員以外に従業員(委託先等)には、当該事項について誓約書の提出を求める。
- ・特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクへの措置
システム上、管理権限を与えられた者以外、情報の複製は行えない仕組みとする。
また、バックアップ以外にファイルを複製しないよう、職員・委託先に対し指導する。

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない

リスク: 委託先における不正な使用等のリスク

委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定	[定めている]	<選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない
規定の内容		<ul style="list-style-type: none"> ・目的外利用の禁止 ・特定個人情報の閲覧者・更新者を制限 ・特定個人情報の提供先の限定 ・情報漏洩を防ぐための保管管理に責任を負う。 ・情報が不要となったとき又は要請があったときに情報の返還又は消去などの必要な措置を講じる。 ・個人情報の取扱いについてチェックを行った上で契約満了時に報告をする。 ・必要に応じて、当市が委託先の視察・監査を行うことができる。 ・再委託の許諾
再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保	[再委託していない]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない
具体的な方法		再委託を行うことは認めていないため、担保していない
その他の措置の内容		アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、誰がいつ特定個人情報ファイルにアクセスしたか追跡できる仕組みを用意する。
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

- ・委託先の情報保護管理体制に不備があるリスクに対する措置
委託先の社会的信用と能力を確認する。具体的には、必要な選定基準を設けて委託業者を選定するとともに、その記録を残す。
また、委託後も委託業者が選定基準を引き続き満たしていることを適時確認するとともに、その記録を残す。
- ・委託先作業員が情報の不正取得をするリスクに対する措置
作業を限定するために、委託作業員の名簿を提出させる。
閲覧／更新権限を持つ作業員は必要最小限を提出させる。
閲覧／更新権限を持つ者のID管理を厳格に行い、システム上での操作を制限する。
閲覧／更新の操作履歴(ログ)を取得し、不正な使用がないことを確認する。
- ・意図に反した委託先の行為により適切な取扱いを損なうリスクへの措置
契約書等に基づき、委託業務が実施されていることを適時確認するとともに、その記録を残す。
委託業者から適時セキュリティ対策の実施状況の報告を受けるとともに、その記録を残す。

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[O] 接続しない(提供)
リスク1: 目的外の入手が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容	<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置>①情報照会機能(※1)により、情報提供ネットワークシステムに情報照会を行う際には、情報提供許可証の発行と照会内容の照会許可用照会リスト(※2)との照合を情報提供ネットワークシステムに求め、情報提供ネットワークシステムから情報提供許可証を受領してから情報照会を実施することになる。つまり、番号法上認められた情報連携以外の照会を拒否する機能を備えており、目的外提供やセキュリティリスクに対応している。②中間サーバーの職員認証・権限管理機能(※3)では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。(※2)番号法別表第2及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。(※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能</p>		
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
リスク2: 不正な提供が行われるリスク			
リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>	
情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置			
<p><中間サーバー・ソフトウェアにおける措置> ①中間サーバーの職員認証・権限管理機能では、ログイン時の職員認証の他に、ログイン・ログアウトを実施した職員、時刻、操作内容の記録が実施されるため、不適切な接続端末の操作や、不適切なオンライン連携を抑制する仕組みになっている。 ②情報連携においてのみ、情報提供用個人識別符号を用いることがシステム上担保されており、不正な名寄せが行われるリスクに対応している。</p> <p><中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①中間サーバーと既存システム、情報提供ネットワークシステムとの間は、高度なセキュリティを維持した行政専用のネットワーク(総合行政ネットワーク等)を利用することにより、安全性を確保している。 ②中間サーバーと団体についてはVPN等の技術を利用し、団体ごとに通信回線を分離するとともに、通信を暗号化することで安全性を確保している。 ③中間サーバー・プラットフォームでは、特定個人情報を管理するデータベースを地方公共団体ごとに区分管理(アクセス制御)しており、中間サーバー・プラットフォームを利用する団体であっても他団体が管理する情報には一切アクセスできない。 ④特定個人情報の管理を地方公共団体のみが行うことで、中間サーバー・プラットフォームの保守・運用を行う事業者における情報漏えい等のリスクを極小化する。</p>			
7. 特定個人情報の保管・消去			
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク			
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>	
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<p><選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし</p>	
その内容			
再発防止策の内容			

その他の措置の内容	<p>データバックアップを毎日実施し、セキュリティゲートにて入退館管理をしている建物内の個別入退室管理が施された部屋に設置した装置内にデータを保管する。装置へのアクセスID/パスワードによる認証を必要とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・使用するサーバー及び端末には、ウイルス対策ソフトを導入し、定期的にパターン更新をしている。 ・停電によるデータの消失を防ぐためUPSを導入している。 ・バックアップ媒体、紙媒体については、施錠管理を行っている。
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢></p> <p>1) 特に力を入れている 2) 十分である</p> <p>3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>・特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクへの措置 特定個人情報については、市民等からの申告・届出、法務局からの情報等に基づき、管理情報を更新している。</p> <p>・特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクへの措置 システム上、保管期間の経過した特定個人情報を一括して削除する仕組みとする。</p>	

8. 監査	
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<ul style="list-style-type: none"> ・職員に対しては、課内に情報管理者を指名し、随時指導・啓発を行っている。 ・全庁的な個人情報保護に関する研修の受講を積極的に受講している。 ・委託事業者に対しては、秘密保持に関する条項を含んだ契約を締結している。 ・違反行為を行った者に対しては、都度指導の上、違反行為の程度によっては懲戒の対象となりうる。 ・全庁的な研修として、情報セキュリティを担当する職員については、年に1回以上庁内の集合研修を実施している他、所属長等についても情報セキュリティ研修を受講している。 <中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ①運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 ②中間サーバー・プラットフォームの業務に就く場合は、運用規則等について研修を行うこととしている。
10. その他のリスク対策	
<中間サーバー・プラットフォームにおける措置>①中間サーバー・プラットフォームを活用することにより、統一した設備環境による高レベルのセキュリティ管理(入退室管理等)、ITリテラシの高い運用担当者によるセキュリティリスクの低減、及び技術力の高い運用担当者による均一的で安定したシステム運用・監視を実現する。	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	390-8620 長野県松本市丸の内3番7号 財政部 資産税課
②請求方法	個人情報の保護に関する法律第77条第1項に基づき、必要事項を記載した開示請求書を提出する。
③法令による特別の手続	
④個人情報ファイル簿への不記載等	
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	「1①請求先」と同じ
②対応方法	

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	平成27年9月11日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	平成27年10月28日
②方法	松本市個人情報保護制度審議会による第三者点検を実施
③結果	評価書の記載内容については問題ないとのこと了承 主な意見 多数の職員が、個人番号の取扱うので、研修等行い、一層の安全管理に努めてほしい。

